

家族介護用品支給事業（介護チケット）

在宅で要介護3以上の介護対象者（介護される人）を介護している家族介護者（介護する人）の経済的負担を軽減するための事業です。

要介護4・5	6,250円/月
要介護3	5,000円/月

※要介護3の場合、認定調査票の排尿・排便の項目が、介助または見守り等に該当するものに限る。

在宅で介護していますか？

原則同居の家族が介護していることが要件となります。
また、須崎市外の方は対象となりません。

介護される人、する人の世帯員全員は
住民税が非課税ですか？

均等割・所得割ともに非課税であることが要件となります。

介護される人、する人の世帯員全員は
生活保護の被保護者ではないですか？

生活保護受給者は対象となりません。

介護される人、する人が介護保険料や
市税を滞納していませんか？

財源に市税も入っていますので、滞納者には支給できません。
滞納の状態が解消されれば、対象となります。

介護される人は介護する人以外の
親族の扶養にはいませんか？

介護する人の経済的負担の軽減を趣旨とする事業です。
介護する人以外の親族が税法上の扶養控除の適用を受けている場合は対象となりません。

（令和3年4月1日現在）

